

夫婦でお得な制度が始まりました！

配偶者年会費減額制度

毎年申請する必要があります

配偶者減額制度とは・・・

令和4年4月より配偶者減額制度が開始しました。配偶者減額制度とは、**会費減額申請書**を提出することで、夫婦で登録される方の配偶者のうち、一人分の会費が減額される制度です。

配偶者減額制度に登録すると・・・

正会員会費

2人で 4,000

※会員互助会「みどり会」の会費を含みます。

申請書を提出



正会員会費

2人で 2,000円!!

※会員互助会「みどり会」の会費を含みます。

- 年度途中でも申請できます。
- プラチナ会員制度と重複することはできません。

～ 詳しくは事務局までお問合せください ～

公益社団法人 新潟市シルバー人材センター

〒950-0994 新潟市中央区上所1丁目11番4号

電話 025-241-3541

FAX 025-241-3553

mail honbu@niigatashi-silver.or.jp

ホームページ <https://webc.sjc.ne.jp/niigatashi>